

令和元年度

東大阪市包括外部監査結果報告書  
【概要版】

〔健康部における財務に関する事務の執行について〕

令和2年3月

東大阪市包括外部監査人  
公認会計士 石崎 一登



## 目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査対象年度	2
5. 監査の方法	2
(1) 監査の視点	2
(2) 主な監査手続	2
(3) 監査の対象	2
6. 監査の実施期間	3
7. 補助者	3
8. 利害関係	3
第2 監査対象の概要	4
1. 保健所及び保健センターの概要	4
2. 東大阪市保健所の沿革	5
3. 東大阪市健康部の概要	7
(1) 組織図	7
(2) 人員体制	8
4. 健康部の歳入・歳出の状況	9
(1) 決算額の推移	9
(2) 平成30年度決算額の所属別内訳	10
第3 監査の結果及び意見	11
1. 監査の結果及び意見の総括	11
(1) 合規性に関する事項	12
(2) 経済性、効率性、有効性に関する事項	17
(3) その他の事項	20
2. 監査の結果及び意見の概要	21
(1) 地域健康企画課	21
(2) 食品衛生課	24
(3) 環境薬務課	27
(4) 健康づくり課	29
(5) 母子保健・感染症課	32
(6) 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項	34
(7) 保健センター	36
(8) 環境衛生検査センター	37
(9) 斎場管理課	38

(注：本報告書の表記方法等について)

1. 端数処理等について

報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満については切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等の出所は、原則として、「公衆衛生の現況」（平成30年8月及び令和元年8月）等の東大阪市が公表している資料、又は、所管課から提供を受けた資料である。一方、報告書の数値等のうち、これら以外の資料を出所とするものや監査人が作成したものについては、その出所等を明示している。

## 第 1 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

健康部における財務に関する事務の執行について

### 3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

地域保健法に基づき設置される保健所は、各種統計、食品衛生、環境衛生、医事・薬事、精神保健、感染症予防などに関する必須の業務を行うほか、地域住民の健康の保持及び増進を図る事業を行うことができるとされており、東大阪市においては、健康部の傘下に保健所が設置されている。

昨今、我が国においては、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、生涯にわたる健康づくりを総合的に推進することが喫緊の課題となっており、東大阪市においても、その例外ではない。この点、第 2 次総合計画後期基本計画（計画期間：平成 23 年度から令和 2 年度まで）の部門別計画のうち、「第 3 部 健康と市民福祉のまちづくり」では、「本格的な少子高齢化社会に対応して、子どもから高齢者までのすべての市民が、元気で生きがいのある生活が営まれるよう、保健、医療、福祉が連携した総合的なサービスの充実に努めます。」とされているが、この部門別計画を構成する事業については、保健所が担うところが大きいといえる。

一方、健康部の平成 30 年度決算額をみると、一般会計における歳出額合計は 6,166 百万円に上っているが、歳入額合計は 1,784 百万円にとどまっている。このことは、国及び大阪府の支出金等や受益者負担である手数料等の特定財源では歳出を賄い切れず、少なからぬ額が一般財源により賄われていることを意味している。加えて、今後、国等の財政事情により、特定財源が減少することになれば、東大阪市の負担はさらに増大することとなる。

このように、少子高齢化の更なる進展が予測される中、保健所の担う業務の重要性はますます高まることが想定され、今後、限られた財源をいかに効果的に活用するかが極めて重要となる。

以上のことから、包括外部監査において、保健所を中心とした健康部における財務に関する事務について、合規性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から検証することは有用であると判断し、「健康部における財務に関する事務の執行について」を監査テーマ（特定の事件）として選定した。

#### 4. 監査対象年度

原則として、平成 30 年度

(必要に応じて平成 29 年度以前の各年度及び令和元年度についても対象とした。)

#### 5. 監査の方法

##### (1) 監査の視点

- ・ 合规性の検証

健康部における財務に関する事務は、地方自治法、条例及びその他の法令に従い、適切に行われているか。

- ・ 経済性、効率性、有効性の検証

健康部における財務に関する事務は、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

##### (2) 主な監査手続

- ・ 決算額の内訳（事業（細々目）ごとの細節等の明細）データを入手し、健康部における事業に係るコストの分析及び監査対象事業の選定を行う。
- ・ 監査対象事業について、所管課等へのヒアリング及び関係書類の閲覧を行う。
- ・ 保健センター、休日急病診療所等の施設について、現場視察を行う。
- ・ その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を行う。

##### (3) 監査の対象

###### ① 監査対象部署

健康部	保健所	地域健康企画課、食品衛生課 環境薬務課、健康づくり課 母子保健・感染症課 東保健センター、中保健センター 西保健センター、環境衛生検査センター
	斎場管理課	

###### ② 監査対象事業

原則として、健康部が所管する事業（細々目）のうち平成 30 年度決算額が 3 百万円以上の事業を対象とした。ただし、関連する事業がある場合には併せて対象とした。

## 6. 監査の実施期間

令和元年7月2日から令和2年3月25日まで

## 7. 補助者

公認会計士 加藤 聡

公認会計士 金 志煥

公認会計士 道幸尚志

公認会計士 中川美雪

公認会計士 野田敏男

公認会計士 山崎愛子

公認会計士 脇山侑典

## 8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査対象の概要

### 1. 保健所及び保健センターの概要

保健所は地域保健法第5条の規定に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区が設置するものとされており、同法第6条に掲げる事業を行い、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、第7条に掲げる事業を行うことができるものとされている。

地域保健法第6条及び第7条に掲げる事業は表1のとおりである。

【表1】地域保健法第6条及び第7条に掲げる事業

第6条	<ol style="list-style-type: none"><li>1 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項</li><li>2 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項</li><li>3 栄養の改善及び食品衛生に関する事項</li><li>4 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項</li><li>5 医事及び薬事に関する事項</li><li>6 保健師に関する事項</li><li>7 公共医療事業の向上及び増進に関する事項</li><li>8 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項</li><li>9 歯科保健に関する事項</li><li>10 精神保健に関する事項</li><li>11 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項</li><li>12 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項</li><li>13 衛生上の試験及び検査に関する事項</li><li>14 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項</li></ol>
第7条	<ol style="list-style-type: none"><li>1 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。</li><li>2 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。</li><li>3 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。</li><li>4 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。</li></ol>

東大阪市では、中核市への移行（平成17年4月）以前の昭和58年4月に当時の保健所法に定める政令市指定を受けており、大阪府から保健所の移管を受けている。

一方、保健センターとは、地域保健法第18条の規定に基づき市町村が設置することができる健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設である。



## 2. 東大阪市保健所の沿革

昭和 58 年 4 月 1 日	<p>保健所法に定める政令市指定を受ける。</p> <p>大阪府から布施・枚岡の 2 保健所の移管を受け、東大阪市西保健所・東保健所と改称して運営を開始する。</p> <p>保健衛生部に保健所総務課と環境衛生課を置き、東・西の両保健所にそれぞれ総務課、衛生課、保健予防課を置き 13 課 2 担当 8 係の体制となる。</p>
昭和 59 年 3 月 5 日	<p>中保健所（仮称）が竣工し、大阪府から移管を受ける。</p>
昭和 59 年 3 月 31 日	<p>犬管理事務所が、大阪府から移管される。</p>
昭和 59 年 4 月 1 日	<p>東大阪市中保健所を開設し 3 保健所となる。</p> <p>部内組織の見直しを行い、本庁組織として保健衛生総務課、地域保健課、環境衛生課、医療施設担当が置かれる。</p> <p>保健衛生総務課に施設管理室、休日急病診療所が、地域保健課に保健係、予防係、公害健康補償係が、環境衛生課に検査室、犬管理事務所が置かれ、3 課 1 担当 2 室 3 係 2 出先機関の体制となる。</p> <p>保健所組織（3 保健所共通）として庶務課、衛生課、保健予防課が置かれる。</p> <p>衛生課に環境食品係、防疫係が、保健予防課に保健婦室、成人保健係、母子衛生係が置かれ、9 課 3 室 12 係の体制となる。</p>
昭和 62 年 10 月 19 日	<p>西保健所別館新築。</p>
平成 4 年 4 月 1 日	<p>環境衛生課に防疫事務所を置き、3 保健所衛生課の係制を廃止する。</p> <p>また、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に伴い、環境衛生課分室を開設する。</p>
平成 5 年 4 月 12 日	<p>組織の見直しを行い、保健衛生総務課と地域保健課が廃止され、健康づくり推進室となる。</p> <p>環境衛生課を生活衛生課に改める。</p> <p>保健所（3 保健所共通）として庶務課を廃止し、衛生課及び保健予防課の 2 課体制となる。</p> <p>衛生課に庶務係及び衛生係を置き、保健予防課は係制が廃止となり、チーム制が導入され、6 課 3 室 6 係の体制となる。</p>
平成 6 年 12 月 26 日	<p>東保健所を旭町 1 番 1 号（旭町庁舎 2F）に移転する。</p>
平成 9 年 8 月 4 日	<p>中保健所を若江岩田駅前地区市街地再開発事業のため岩田町 3 丁目 1 番 2 号に移転する。</p>
平成 12 年 4 月 1 日	<p>組織の見直しが行われ、3 保健所から 1 保健所 3 保健センター体制となる。</p> <p>新保健所を旧中央病院敷地の一部、御厨南 2 丁目 3 番 45 号に開設し、健康づくり推進室の一部、生活衛生課及び 3 保健所衛生課を集約した。</p> <p>3 保健センターは、3 保健所を改称し開設する。</p>

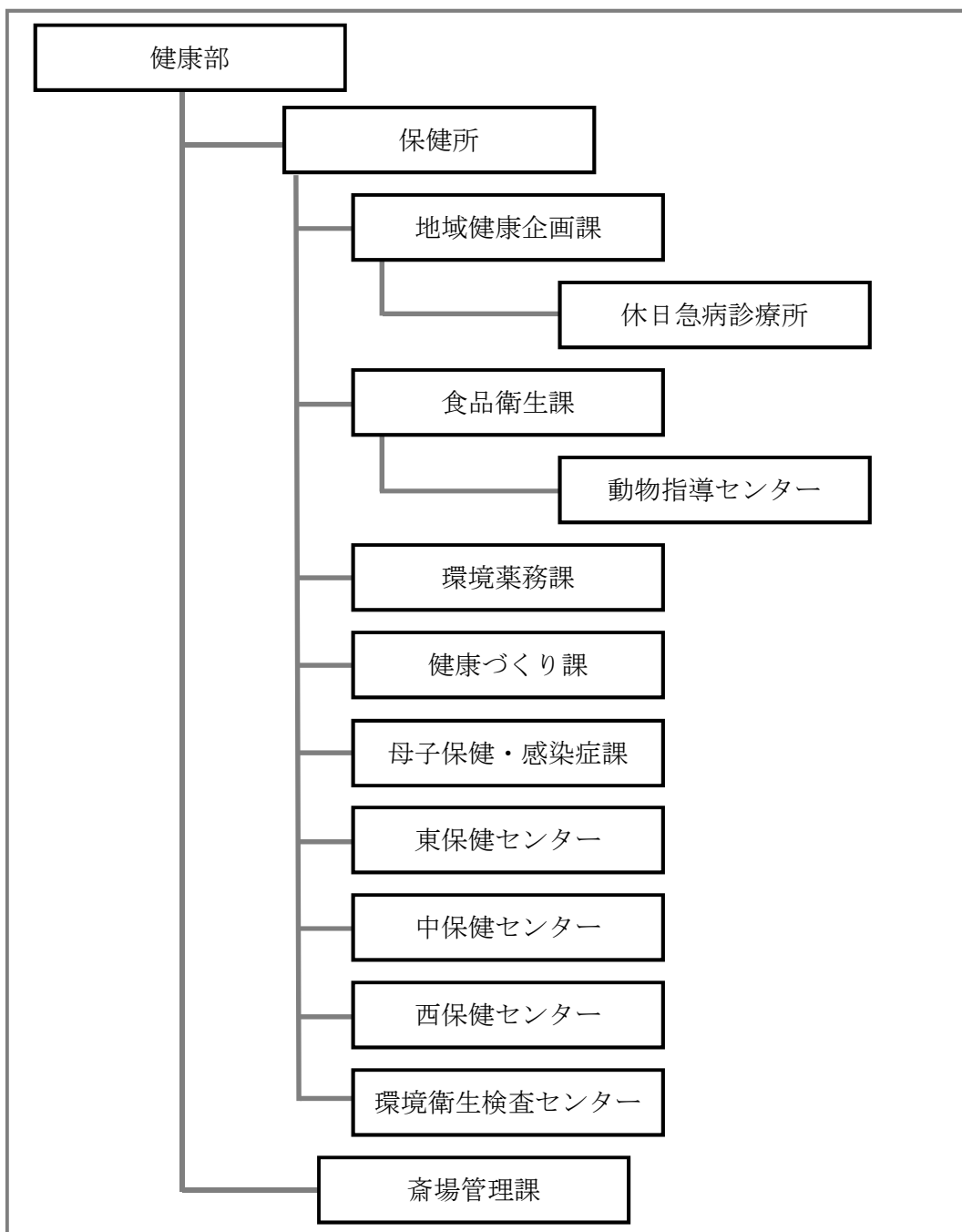
平成 15 年 4 月 1 日	機構の見直しにより、保健衛生部と福祉部を統合し健康福祉部となる。
平成 15 年 4 月 14 日	保健所を岩田町 4 丁目 3 番 22-300 号及び 500 号に移転した。 同じく中保健センターを岩田町 4 丁目 3 番 22-300 号に移転した。
平成 17 年 4 月 1 日	組織機構の見直しにより、健康福祉局健康部となる。 保健所総務課が地域健康企画課となり、休日急病診療所を所管することになるとともに、検査室が環境衛生検査センターとなる。 また、犬管理事務所が動物指導センターとなり、猫の引き取り等中核市業務を行うこととなる。 健康部は、保健所の他、斎場管理課及び東診療所を所管する。
平成 24 年 4 月 1 日	組織機構の見直しにより、健康部となる。
平成 26 年 3 月 31 日	東診療所が廃院となる。
平成 27 年 4 月 1 日	組織機構の見直しにより、健康づくり課が健康づくり課と母子保健・感染症課の 2 課に分かれる。
平成 28 年 3 月 22 日	旭町庁舎の建替えに伴い、東保健センターが東部地域仮設庁舎（南四条町 1 番 1 号）に仮移転。
平成 29 年 3 月 31 日	組織機構の見直しにより、防疫事務所が廃止となる。
令和 元年 10 月 15 日	新旭町庁舎の竣工により、東保健センターが旭町 1 番 1 号に移転。

### 3. 東大阪市健康部の概要

#### (1) 組織図

東大阪市健康部の組織図（平成30年4月1日現在）は、図1のとおりである。

【図1】東大阪市健康部の組織図



（市提出資料より監査人が作成）

## (2) 人員体制

東大阪市健康部の人員体制（平成30年5月1日現在）は、表2のとおりである。

【表2】東大阪市健康部の人員体制

職 種	事 務	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	獣 医 師	保 健 師	看 護 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	管 理 栄 養 士	理 学 療 養 士	精 神 保 健 福 祉 相 談 員	薬 学 学	化 学 学	*食 品 衛 生 監 視 員 (再 掲)	*環 境 衛 生 監 視 員 (再 掲)	*薬 事 監 視 員 (再 掲)	狂 犬 病 予 防 技 術 員	斎 場 作 業 員	再 任 用 職 員	任 期 付 職 員	休 職 者 (再 掲)	合 計	
																								課・所
保 健 所	地域健康企画課	7	1			1							3	1										13
	休日急病診療所	1					1							1							1			4
	食品衛生課	1				7							7	1	15						1			17
	動物指導センター					4													3		1			8
	環境薬務課												9	6		10	4							15
	健康づくり課	7					3			4	1	2	1											18
	母子保健・感染症課	6		1			7	1													1			16
	東保健センター	3					11	1		1		2									4			22
	中保健センター	3					16	1		1		3									3	1		28
	西保健センター	4					18			1		4									3			30
	環境衛生検査センター				1	1				2				4	3									11
	<保健所小計>	32	1	1	1	12	56	1	3	2	7	1	11	24	12	15	10	4	3	0	14	1	0	182
	斎場管理課	4													1					7	2			14
<b>健康部計</b>	<b>36</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>12</b>	<b>56</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>7</b>	<b>1</b>	<b>11</b>	<b>24</b>	<b>13</b>	<b>15</b>	<b>10</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>7</b>	<b>16</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>196</b>	

(注) \*食品衛生監視員(再掲)、環境衛生監視員(再掲)、薬事監視員(再掲)については、主たる業務担当者の数。兼務発令及び再任用職員の数を除く。

#### 4. 健康部の歳入・歳出の状況

##### (1) 決算額の推移

平成 28 年度から平成 30 年度までの健康部の歳入決算額の推移は、表 3 のとおりである。

【表 3】健康部の歳入決算額の推移

<一般会計>

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
分担金及び負担金	1,435,137	1,392,976	1,300,442
使用料及び手数料	120,368	113,363	108,065
国庫支出金	209,012	211,883	209,915
府支出金	76,835	86,802	89,160
財産収入	—	—	363
寄附金	—	—	100
諸収入	1,975	7,725	1,841
市債	67,200	21,100	74,200
<b>合計</b>	<b>1,910,529</b>	<b>1,833,851</b>	<b>1,784,089</b>

<病院事業債管理特別会計>

(単位:千円)

諸収入	894,285	1,524,230	1,478,170
市債	404,600	261,900	2,358,300
<b>合計</b>	<b>1,298,885</b>	<b>1,786,130</b>	<b>3,836,470</b>

<b>健康部合計</b>	<b>3,209,415</b>	<b>3,619,981</b>	<b>5,620,560</b>
--------------	------------------	------------------	------------------

また、平成 28 年度から平成 30 年度までの健康部の歳出決算額の推移は、表 4 のとおりである。

【表 4】健康部の歳出決算額の推移

<一般会計>

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<b>衛生費 保健衛生費</b>	<b>6,302,858</b>	<b>6,023,591</b>	<b>6,140,905</b>
保健衛生総務費	1,960,548	1,838,679	1,893,246
予防費	1,768,182	1,745,525	1,767,168
母子衛生費	726,353	718,093	718,911
診療所費	79,985	91,581	84,357
環境衛生費	309,207	213,794	358,093
公害健康被害補償費	1,458,579	1,415,915	1,319,128
<b>総務費 総務管理費</b>	<b>11,520</b>	<b>20,471</b>	<b>25,626</b>
一般管理費	11,520	20,471	25,626
<b>合計</b>	<b>6,314,379</b>	<b>6,044,062</b>	<b>6,166,531</b>

<病院事業債管理特別会計>

(単位:千円)

貸付金	404,600	261,900	2,358,300
<b>合計</b>	<b>404,600</b>	<b>261,900</b>	<b>2,358,300</b>

<b>健康部合計</b>	<b>6,718,979</b>	<b>6,305,962</b>	<b>8,524,831</b>
--------------	------------------	------------------	------------------

## (2) 平成 30 年度決算額の所属別内訳

平成 30 年度における健康部の歳入決算額の所属別内訳は、表 5 のとおりである。

【表 5】 歳入決算額の所属別内訳

(単位：千円)

所属名	歳入決算額
一般会計	
地域健康企画課	109,092
食品衛生課	29,468
環境業務課	4,843
健康づくり課	1,351,738
母子保健・感染症課	205,736
環境衛生検査センター	54,381
斎場管理課	28,827
合 計	1,784,089
病院事業債管理特別会計	
地域健康企画課	3,836,470
合 計	3,836,470
総 計	5,620,560

また、平成 30 年度における健康部の歳出決算額の所属別内訳は、表 6 のとおりである。

【表 6】 歳出決算額の所属別内訳

(単位：千円)

所属名	歳出決算額
一般会計	
地域健康企画課	1,976,809
食品衛生課	45,702
環境業務課	14,785
健康づくり課	1,998,982
母子保健・感染症課	1,832,646
環境衛生検査センター	95,345
斎場管理課	202,259
合 計	6,166,531
病院事業債管理特別会計	
地域健康企画課	2,358,300
合 計	2,358,300
総 計	8,524,831

### 第3 監査の結果及び意見

#### 1. 監査の結果及び意見の総括

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の件数は表7のとおりである。

【表7】 監査の結果及び意見の集計

	監査の結果	意見	合計
地域健康企画課(*1)	1	8	9
食品衛生課(*2)	2	8	10
環境業務課	1	6	7
健康づくり課	1	10	11
母子保健・感染症課	1	6	7
健康づくり課、 母子保健・感染症課 共通事項	-	3	3
保健センター	-	2	2
環境衛生検査センター	-	1	1
斎場管理課	1	6	7
合計	7	50	57

(注) \*1…地域健康企画課には休日急病診療所を含む。

\*2…食品衛生課には動物指導センターを含む。

以下では、主な監査の結果及び意見を監査の視点（「合規性」及び「経済性、効率性、有効性」）に即して、表8の区分に分類して整理している。

【表8】 監査の結果及び意見の分類

分類	備考
(1) 合規性	・法令等の遵守、資産の保全等を阻害するリスクの発生を事前に抑止する体制の整備状況を含む。
(2) 経済性、効率性、有効性	
(3) その他	・事業のあり方や周知方法について検討を求めるもの ・他の機関との連携等について検討を求めるもの

## (1) 合規性に関する事項

### ① 契約事務に係る事項

#### ア) 随意契約理由について

地方公共団体がする契約方法については、競争入札が原則とされているが、健康部における委託契約においては、業務の専門性等から随意契約によっているものが多い。

例外的に随意契約によるための条件については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項及び東大阪市財務規則第 108 条の 2 等において、次のとおり規定されている。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 予定価格が東大阪市財務規則第 108 条の 2 に定める額を超えないとき。</li><li>(2) その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</li><li>(3) 特定の施設等から物品等を調達する契約をするとき。</li><li>(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき。</li><li>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</li><li>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</li><li>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</li><li>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</li><li>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</li></ol> |
|---|

この点、地域健康企画課（休日急病診療所）における「**休日急病診療所報酬請求事務等業務委託の随意契約理由について【監査の結果 1】**」（22 ページ）では、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の適用号数が適切でなかったものについて指摘した。

一方、東大阪市随意契約ガイドライン（財務部調度課 平成 21 年 4 月 1 日）においては、「随意契約を選択することとした場合は、契約事務の公平性を保持し、経済性の確保を図る観点から個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した理由及び経緯を整理・明確にする必要があります。」とされている。

また、平成 29 年 3 月 2 日に財務部長から発出された「各所属における契約事務の適正な執行について（通知）」においては、「随意契約を行う場合には、起案において必ず随意契約の理由を明確に記載してください。」とされている。

したがって、地方自治法施行令の該当号数だけでなく、その具体的な理由を回議書に明記したり、別途、具体的な理由を記載した理由書を回議書に添付したりすることにより、随意契約を選択した理由及び経緯を明確にしておく必要がある。



この点、健康づくり課及び母子保健・感染症課における「随意契約理由の明記について【意見 28、36 及び 37】」（30・33 ページ）は、回議書に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の適用号数は記載されているものの、その具体的な理由の明記がなかったものについての意見である。

随意契約は例外的な契約方法であるから、厳格な取扱いを行う必要がある。

#### イ) 随意契約における積算内訳の入手について

随意契約は、単に契約の相手方の選定について特例を認めたものに過ぎず、契約金額の妥当性の検討を免除するものではなく、随意契約の見積書の金額の妥当性を検証するため、見積書には詳細な積算内訳の添付が必要である。

また、契約前に、積算内訳等に基づき委託業務の仕様について、詳細な吟味を行っておかなければ、履行確認も形骸化すると考えられる。

この点、食品衛生課における「見積書の積算内訳入手の必要性について【監査の結果 2】」（24 ページ）では、入手した見積書に見積金額の内訳が何ら記載されていなかったものについて指摘した。

また、斎場管理課における「斎場等管理委託料の履行確認について【監査の結果 7】」（39 ページ）では、見積書の内訳明細の記載が十分でなく、また、受託者から作業後に提出される書類における修繕項目との対応関係が明示されていなかったものについて指摘した。

#### ウ) 契約文書の作成について

委託契約の内容については、契約当事者間で合意したものとして、適切に契約文書として作成、保管される必要がある。

この点、食品衛生課における「狂犬病予防業務委託契約書における委託業務の整理について【意見 9】」（24 ページ）では、委託契約書における業務内容と委託契約書に付随する覚書の記載の関係が判然としない面があるため、明確に整理する必要性について、意見を記載した。

また、母子保健・感染症課における「定点報告業務に係る契約の業務委託契約書の別表について【監査の結果 6】」（32 ページ）では、契約書に別表を参照する旨の条文があるにもかかわらず、当該別表が契約書に袋とじされていなかったことを指摘した。

## エ) 履行確認について

委託業務の履行確認に係る事項として、環境業務課において、「清掃業務の履行確認について【監査の結果 4】」(27 ページ)、健康づくり課において、「公害補償管理システム機器保守点検業務の履行確認について【監査の結果 5】」(30 ページ)を指摘した。

いずれも、業務が適切に履行されていることを適時に確認することを求めるものである。

## ② 現物管理に係る事項

### ア) 備品の管理について

監査委員監査(平成30年度後期定期監査)において、健康部の各所管課に対して、備品管理システムに登録されている備品と現物が整合していない事態が指摘されている。

本年度の包括外部監査においては、各所管課が監査委員監査の指摘を受けて、備品の整理を実施していることを確認したが、更なる管理水準の向上のため、保健センターにおける「保健センターにおける備品管理について【意見 42】」(36 ページ)では、備品シールだけでなく備品台帳データを活用した現物管理を行う必要性について意見を記載した。

また、母子保健・感染症課における「備品の有効活用について【意見 33】」(32 ページ)は、監査の過程において、取得後約20年にわたり使用の実績がない備品の存在が確認されたため、その有効活用を求める意見である。

### イ) 切手の管理について

本年度の包括外部監査においては、複数の所管課において、切手の管理についての意見を記載した。

食品衛生課における「年度終了間際の切手の購入について【意見 15】」(26 ページ)では、年度終了間際の平成31年3月に多額の切手を購入しているが、翌年度に繰り越された切手の残高から考えると、そのまま翌年度に繰り越されていると考えられることから、当年度に使用が予定されない切手の購入は、極力避けるべきであることについて意見を記載した。

また、健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項における「切手の受払い管理の単位について【意見 40】」（34 ページ）及び保健センターにおける「保健センターにおける切手の管理について【意見 43】」（36 ページ）は、役務費（通信運搬費）が執行される事業（細々目）の単位と切手の受払いを記録する単位が必ずしも一致していない状況についての意見である。

さらに、健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項における「切手の適正在庫について【意見 41】」（35 ページ）では、切手は換金可能性が高く、現金と同じレベルの管理を行う必要があることから在庫はできるだけ少なくする工夫を行う必要性について意見を記載した。

なお、東大阪市では、行政管理部法務文書課において「文書発送の手引」が作成され、各所管課に配布されているが、郵便代金の支払い方法や切手の管理方法についての記載はなく、全庁的にみても、同様の状況が発生している可能性がある。

例えば、奈良市では、「公金取扱事務の管理適正化方針」（平成 27 年 2 月改訂）において、下記のとおり、切手の管理に係る統一的な取扱いを明らかにしている。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 切手類の購入に当たり、資金前渡による現金の取扱いをできるだけ少なくするために、月平均 50 通以上（年間約 600 通）の郵便物を発送する部署については、必ず「料金後納郵便」を利用すること。</li><li>② 切手類の購入については、原則として「目」（「小事業」も可）ごとに購入のうえ、「目」（「小事業」も可）ごとに「切手類受払簿」（様式 4）を作成し、その管理に努めること。</li><li>③ 切手類の購入枚数については、年間の執行枚数を見極め、多額の繰越を発生させないよう必要枚数を精査のうえ、購入すること。</li><li>④ 切手類の保管については、金券であるとの意識を持ち、施錠できる保管庫等に保管するとともに、月ごとに「切手類受払簿」と照合し所属長の決裁を受け、その管理を厳重に行うこと。</li></ol> |
|--|

東大阪市においても、料金後納郵便の利用を拡大することによる切手の使用の削減（上記①）や切手購入時の予算執行の単位と切手の受払い管理の単位の整合性の確保（上記②）などの点において、奈良市の取扱いは参考になると考える。

### ③ 文書管理等に係る事項

各所管課における事業の遂行上、重要な情報については、適切に文書化し、上席者の決裁を得るなどの過程を経て、所管課の組織内で共有を図る必要がある。

この点、地域健康企画課（休日急病診療所）における「薬剤の廃棄に係る手続きについて【意見5】」（22 ページ）では、休日急病診療所における薬剤の廃棄に係る文書について、上席者が承認したり、他の診療所職員が閲覧したりした証跡が残されていない点指摘した。

同じく地域健康企画課（休日急病診療所）における「備品の機種選定に係る記録について【意見6】」（23 ページ）では、休日急病診療所における「薬剤分包機一式」の購入について、関係する薬剤師と協議して機種選定を行ったものの、その協議内容が記録として残されていないことについての意見を記載した。

食品衛生課（動物指導センター）における「苦情相談処理簿に係る上席者の閲覧証跡について【意見12】」（25 ページ）は、犬や猫の苦情・相談内容について詳細な苦情相談処理簿を作成し、動物指導センター内で共有しているとのことであるが、上席者による承認や他のセンター職員による閲覧の証跡が残されていないことについての意見である。

健康づくり課における「事業内容の見直しに係る基準の明確化及び文書化について【意見31】」（31 ページ）は、過去に行われた事業の見直しに係る判断が、どのような市民の意見・要望を受けて行われたのかを記載した根拠資料が保存されておらず、また、判断基準が明確化されていないことについての意見である。

## (2) 経済性、効率性、有効性に関する事項

### ① 団体に対する補助金について

東大阪市においては、団体に対する補助金について、市民の納得、信頼が得られる、透明性の高い補助制度とするため、東大阪市補助金等交付規則を補完するものとして、平成20年11月に「団体に対する補助制度運用基準」が策定されている。

本年度の包括外部監査の対象とした事業（細々目）のうち、准看護学院補助事業（地域健康企画課）及び医療団体補助金（健康づくり課）が、団体に対する補助金に該当する。

准看護学院補助事業については、「准看護学院運営費補助金及び施設の維持・更新のあり方について【意見3】」（22ページ）として、支出先団体自体の会計において相当額の繰越金が発生している可能性を記載した。

一方、東大阪市が無償貸与している東大阪准看護学院の建物は老朽化の進行が著しい状況であり、将来的に施設の更新・整備に係る多額の財政負担が東大阪市に求められることも想定される。東大阪准看護学院の運営については、大阪府等の他団体も補助金等の財政支援を行っており、これらの団体や学校法人東大阪准看護学院との協議が前提となるが、施設の更新・整備を学校法人東大阪准看護学院の準備金を財源として行うべく要請することも検討の余地があると考えられる。

医療団体補助金については、「医療団体補助金に係る計画・実績の確認の徹底について【意見27】」（30ページ）として、計画の具体性や講習会等の事業内容・開催数・参加者数、ホームページの情報の充実・更新頻度等について、その規模・情報量の差が補助金交付先の各団体間で大きい状況が見受けられることを記載した。

この点、具体的な計画策定や実績報告に関する証拠の提出を徹底するとともに、実施した事業の詳細について確認し、その支出の妥当性を検討し、必要に応じて補助金の算定方法についても検討する必要がある。

いずれにしても、「団体に対する補助制度運用基準」において、補助の終期を3年以内とするとされており、少なくとも3年に1度は、補助制度の効果や手法等について点検を行う必要がある。

## ② 監視指導等の進捗管理について

健康部においては、各種の監視指導等の事業を行っているが、あらかじめ具体性のある計画が作成されていなかったり、計画は作成されているものの、実績との対比が十分に行われていなかったりするものが見受けられた。

食品衛生課における「監視指導の計画と実績の対比について【意見 14】」（25 ページ）では、毎年度作成、公表されている「東大阪市食品衛生監視指導計画」と課内で具体的な年間実施計画として作成される「東大阪市食品衛生監視事業実施計画」の関連性が明確でなく、また、一部の業種を除き、監視予定の対象施設が全くリスト化されていないなどの問題点があるほか、計画に対する実績の検証を行う仕組みが構築されていないことについて、意見を記載した。

環境薬務課における「監視指導に係るローテーション計画の具体化について【意見 21】」（28 ページ）では、旅館や公衆浴場の水質検査、興行場の空気環境調査といった科学監視事項の実施回数については要綱に定めがあるが、その他の施設類型については具体的な定めがないこと、「監視指導の計画と実績の対比について【意見 22】」（28 ページ）では、計画上の監視指導数と当年度の監視指導数の累計を比較可能な形式で集計する必要性について、それぞれ意見を記載した。

健康づくり課における「特定給食施設指導に係る計画策定について【意見 26】」（29 ページ）では、現状、特定給食施設等への巡回に係る計画が策定されていないことから、新規の施設等や栄養管理報告書の提出がない施設等について重点的に巡回するなど、一定のローテーションのルールを設ける必要性について、意見を記載した。

計画に対する進捗管理を適切に行うことが、事業の効果を測定するための前提条件となることから、具体的な計画の策定とその進捗管理の手法について、検討が必要である。

### ③ 備品等の調達方法について

備品等の調達にあたっての経済性の観点からは、次の 2 つの意見を記載した。

地域健康企画課における「少額備品のリース契約について【意見 2】」(21 ページ)では、単年度だけの支出額を見れば、リースの方が小さいのは当然であるが、視点を複数年度にすれば少なからずコスト増の要因になることを認識し、リース契約にするメリットとデメリットを比較考量して契約形態を検討すべきとの意見を記載した。

母子保健・感染症課における「BCG ワクチンの購入方法について【意見 35】」(32 ページ)では、事務の簡素化を図る観点から、単価契約導入の可能性について、意見を記載した。

### ④ 事業の対象者等のニーズの把握について

事業の対象者等のニーズを把握することにより、改善の余地がある事項として、次の 2 つの意見を記載した。

地域健康企画課における「専門職アルバイトの雇用状況について【意見 1】」(21 ページ)では、保健センターにおける有資格者のアルバイト雇用が当初予定どおり充足されていない状況にあることから、交通費の支給や弾力的な勤務時間の採用などの方策を検討すべきことについて、意見を記載した。

健康づくり課における「水泳教室に係る日程の見直しについて【意見 32】」(31 ページ)では、平日に開催したぜん息児向け水泳教室の参加者数が低調であることから、土曜日に開催するなど、保護者のニーズに配慮する必要性について、意見を記載した。

### (3) その他の事項

#### ① 事業のあり方について

本年度の包括外部監査においては、事業のあり方や方向性に関連して、休日急病診療所における歯科診療、環境衛生検査センター及び市営斎場について、次の意見を記載した。

休日急病診療所については、「休日急病診療所における歯科診療の実施について【意見 8】」（23 ページ）として、休日急病診療所における歯科診療の需要が、内科及び小児科に比べて非常に少なく、休日急病診療所の収支計算の上でも赤字の大きな要因になっているため、東大阪市として、休日急病診療所における歯科診療の需要を増加させるにはどうすれば良いか、また休日急病診療所の歯科診療に係る収支構造を改善するにはどうすれば良いか、さらに休日急病診療所における歯科診療が市民の利益に適うようにするための方策を継続的に検討することを強く要望する意見を記載した。

環境衛生検査センターについては、「環境衛生検査センターの今後の活用について【意見 44】」（37 ページ）として、検査機器等の整備をどのように行うか、また、精度の高い検査技術を持つ職員をどのように育成するかといった課題と、主要測定分析機器の導入、更新に必要となる投資額を踏まえ、東大阪市として、今後、環境衛生検査センターをどのように活用するか、十分に検討する必要がある旨、意見を記載した。

市営斎場については、「東大阪市斎場整備基本構想」に基づき、長瀬斎場の大規模改修と（仮称）東大阪中央斎場の建設を並行して実施し、現在の7 斎場を最終的には2 斎場に集約することが計画されている。

しかし、計画が完了するまで少なくとも10 年はかかることが見込まれ、それまでは老朽化した既存斎場の火葬炉により凌ぐ必要がある。

この点、「既存火葬炉に係る修繕計画の策定について【意見 46】」（38 ページ）では、対症療法的な対応では不測の事態が起こる可能性が否定できないため、今後10 年程度の修繕計画を立案する必要性について、意見を記載した。

#### ② 他の機関との連携等について

健康づくり課における検診の精度や受診率の向上に向けた方策として、健康増進事業（がん検診）について、「保険者や事業者等との連携について【意見 23】」（29 ページ）、健康増進事業（肝炎ウイルス検診）について、「医療機関との連携について【意見 24】」（29 ページ）を記載した。



## 2. 監査の結果及び意見の概要

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の概要は以下のとおりである。なお、監査の結果及び意見の要旨を記載したものであり、詳細な内容については、報告書（本編）を参照されたい。

なお、監査の結果及び意見の項目名の右欄には、「1. 監査の結果及び意見の総括」における分類との関係を示している。具体的には、主に「(1) 合规性に関する事項」に関する項目には(1)、主に「(2) 経済性、効率性、有効性に関する事項」に関する項目には(2)、主に「(3) その他の事項」に関する項目には(3)と記載している。

### (1) 地域健康企画課

監査の結果及び意見	
保健所・保健センター運営経費、保健所・保健センター施設管理費	
専門職アルバイトの雇用状況について【意見 1】	(2)
<p>○中保健センター及び西保健センターでは、業務体制を補完するために専門の有資格者をアルバイト雇用しているが、平成 30 年度予算額 5,185 千円のうち、2,083 千円しか執行されておらず、当初予定していた勤務状態のうち 4 割程度しか充足されていない状況にあった。</p> <p>○アルバイト雇用が充足できない状況には、常勤職員が対応することで凌いでいるが、職員の過重労働や市民サービスの低下につながっている可能性もあり、早期に是正すべきである。</p> <p>○対策として、雇用条件を改善することが考えられるが、東大阪市の日額単価は近隣地域の日額単価と比較しても大差ない水準にあるため、単価を上げるというよりは、交通費を別途支給することで広い地域から有資格者を呼び込んだり、現状 1 日単位となっている勤務時間について午前のみや午後のみ勤務を認めたりすることを検討することにも意義がある。</p>	
少額備品のリース契約について【意見 2】	(2)
<p>○保健所及び保健センターでは、1 台あたり 30 万円以下の少額の備品を含む様々な備品についてリース契約を交わしている。</p> <p>○リース契約のメリットとして、金融効果があることが挙げられるが、一件あたりの契約金額が少額である場合、その効果は乏しい。また、設備の陳腐化リスクを低減できることもメリットであるが、少額な備品の場合、たとえ購入後に新機種が出てきても業務に与える影響は無視し得るものである。</p> <p>○リース契約のデメリットとして、リース料にはリース会社の手数料・保険料・金利・税金などが含まれるので、一般的に支払総額が割高になることが挙げられる。単年度だけの支出額を見ればリースの方が小さいのは当然であるが、複数年度でみれば少なからずコスト増の要因になることを認識しておく必要がある。</p> <p>○少額備品に限らず、リース契約にするメリットとデメリットを比較考量してどのような契約形態にするか検討し、必要に応じて見直すべきである。</p>	

監査の結果及び意見	
<b>准看護学院補助事業</b>	
<b>准看護学院運営費補助金及び施設の維持・更新のあり方について【意見 3】</b>	(2)
<p>○東大阪准看護学院の運営主体である学校法人東大阪准看護学院（以下「学校法人」という。）の貸借対照表には剰余金 1,868 千円のほか、準備金 164,464 千円が計上されているが、準備金のうち、退職準備金を除く 117,778 千円については、内部留保としての性格が強く、実質的な繰越金にあたる可能性が高い。</p> <p>○「団体に対する補助制度運用基準」においては、「補助金の支出先団体自体の会計において、毎年翌年度への繰越金が相当額ないか」との点検項目が掲げられており、同基準に基づき、定期的な点検見直しの俎上に載せる必要がある。</p> <p>○学校法人や補助金等の財政支援を行っている大阪府等の他団体との協議が前提となるが、老朽化が進行した東大阪准看護学院の施設の更新・整備を学校法人の準備金を財源として行うべく要請することも検討の余地がある。</p>	
<b>准看護学院整備事業</b>	
<b>最低制限価格制度の運用について【意見 4】</b>	(1)
<p>○平成 30 年度に行われた東大阪准看護学院周囲のブロック塀の撤去とメッシュフェンスの設置に係る入札は、建設工事公募型制限付き一般競争入札で実施され、応札した 39 者全員が最低制限価格を提示し、くじ引きで落札者が決定された。</p> <p>○東大阪市では、予定価格 2 億円以上の案件について、低価格入札調査制度を実施しているが、今後は、入札制度の趣旨に鑑み、金額基準を一律に適用するのではなく、過去にこのような入札結果になった事案、あるいはこのような入札結果になることが予測できる事案について低入札価格調査制度を実施し、必要に応じて契約の内容に適合した履行が確保されているか調査してから契約することなどを検討すべきである。</p> <p>○なお、東大阪市では、令和元年度より最低制限価格を事後公表に変更して入札を行っているため、本事案のようにくじ引きにより落札事業者が決定されることは大幅に減少している。</p>	
<b>休日診療所施設管理費、休日診療所整備経費</b>	
<b>薬剤の廃棄に係る手続きについて【意見 5】</b>	(1)
<p>○休日急病診療所では、受診者に対して処方する薬剤（医薬材料）を一定量、在庫として保有しており、使用期限を過ぎてしまい、使用できなくなった薬剤を廃棄することがあるが、薬剤の廃棄に係る文書を上席者が承認したり、他の診療所職員が閲覧したりした証跡は残されていない。</p> <p>○薬剤については、たとえ金額的に少額であっても、性質的に重要な場合がある。廃棄の際には、その記録について上席者の承認や他の課員の閲覧の証跡を残す必要がある。</p>	
<b>休日急病診療所報酬請求事務等業務委託の随意契約理由について【監査の結果 1】</b>	(1)
<p>○平成 29 年度及び平成 30 年度における「休日急病診療所報酬請求事務等業務委託」について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号（不落随契）による随意契約とされている。</p> <p>○本業務委託は平成 28 年度に入札が行われたが、結果的に不落随契となった後、平成 29 年度及び平成 30 年度は平成 28 年度に契約を締結した相手方と随意契約を締結している。</p> <p>○平成 29 年度及び平成 30 年度については入札を実施していないのであるから、随意契約理由は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号とすべきである。</p>	

<b>監査の結果及び意見</b>	
<b>備品の機種選定に係る記録について【意見 6】</b>	(1)
<p>○平成 29 年度に購入したレントゲン設備一式については、事後の休日急病診療所運営委員会において、関係する医師が機種選定に関与できなかったことについて疑問が呈された。</p> <p>○そのため、平成 30 年度に購入した「薬剤分包機一式」については、特に関係する薬剤師と協議して機種選定を行っているものの、薬剤師との協議の内容についての記録が残されていない。</p> <p>○機種選定にあたっては、診療所の状況等に即した適切なスペックのものを選択する必要がある。そのためには、できる限り多くの関係者に選定過程に関与してもらうか、少なくともその選定過程（議論、検討の内容）を記録し、多くの関係者に閲覧してもらえるようにするなど、議論、検討の過程をさらにオープンなものとする必要がある。</p>	
<b>医師への報酬支払いに係る源泉所得税の徴収について【意見 7】</b>	(1)
<p>○休日急病診療所では、東大阪市が医師会等との間で委託契約を締結し、医師会等から派遣された医師等により診療業務を実施している。</p> <p>○派遣された医師等は、その診療業務に対する報酬を東大阪市から支給されており、東大阪市は「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」による所得税を源泉徴収している。</p> <p>○本事業は、東大阪市が事業の実施を医師会等に委託しているものであり、派遣された医師等と東大阪市の間には何ら契約は存在しないことから、東大阪市は報酬の支払いを医師会等の代わりに行っているだけということになる。</p> <p>○東大阪市が医師会等から報酬の支払事務を依頼されたとしても、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」による所得税を源泉徴収することの適否が問われるところであるが、その確認を行うべき主体は東大阪市ではなく、派遣された医師等への報酬支払事務を行う必要のある医師会等である。</p> <p>○医師等への報酬支払事務は、本来は東大阪市が行わなければならない事務ではない。この点を再検討する必要がある。</p>	
<b>休日急病診療所における歯科診療の実施について【意見 8】</b>	(3)
<p>○平成 30 年度における休日急病診療所の歯科受診者は全受診者 7,847 人のうち、約 3.0% にあたる 236 人に過ぎない。また、金額については、平成 30 年度の診療収入 71,268 千円のうち、歯科診療にかかる診療収入は約 2.5%にあたる 1,758 千円である。一方、歯科診療にかかる平成 30 年度の委託コストは 8,377 千円である。</p> <p>○これは、休日急病診療所における歯科診療の需要が内科及び小児科に比べて非常に少なく、休日急病診療所の収支計算の上でも赤字の大きな要因になるということを意味する。</p> <p>○東大阪市は、休日急病診療所における歯科診療の需要を増加させるにはどうすれば良いか、また休日急病診療所の歯科診療に係る収支構造を改善するにはどうすれば良いか、その方策を検討しなければならない。</p> <p>○まずは、市内の歯科医院の診療時間の状況を含め、休日における市民の歯科診療の需要状況について正確に把握し、休日急病診療所の歯科診療設備や体制を有効に活用することを検討していただきたい。</p>	

## (2) 食品衛生課

監査の結果及び意見	
<b>動物指導業務経費</b>	
<b>狂犬病予防業務委託契約書における委託業務の整理について【意見 9】</b>	(1)
<p>○動物指導業務においては、狂犬病予防法に規定する犬の登録及び狂犬病予防注射事業の円滑な推進と実績向上を図るために、一般社団法人東大阪市獣医師会（以下「東大阪市獣医師会」という。）との間で、狂犬病予防業務委託契約を締結している。</p> <p>○本委託契約に係る契約書の第 1 条に定められた委託業務には、市内の小学校等で実施される集合注射における業務も含まれると解釈することができるが、条項上は、集合注射との文言が規定されていない。</p> <p>○別途作成された覚書において、東大阪市獣医師会は犬の登録所有者に対する通知郵送料を負担することとされているが、平成 30 年度における狂犬病予防注射に係るお知らせの郵便料金は 1,196 千円となっており、業務委託契約金額 3,240 千円の約 36%を占めている。このように契約金額の大きな割合を占める内容については覚書ではなく、委託契約書において規定する方が望ましい。</p> <p>○次年度の委託契約書の締結にあたっては、第 1 条における委託業務の規定を改定し、その範囲を明確化することを検討されたい。</p>	
<b>見積書の積算内訳入手の必要性について【監査の結果 2】</b>	(1)
<p>○狂犬病予防業務委託契約の締結にあたり、東大阪市獣医師会から、見積書を入手しているが、見積金額の内訳が何ら記載されていない。</p> <p>○本委託契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約であるが、その場合であっても、契約金額の妥当性を検討する必要がある。</p> <p>○随意契約の見積書の金額の妥当性を検証するため、見積書には詳細な積算内訳を添付するように改善する必要がある。</p>	
<b>獣医師による犬の鑑札の出納業務について【監査の結果 3】</b>	(1)
<p>○狂犬病予防業務委託契約には、「犬の登録事務及び狂犬病予防注射済票の交付に関する事務」及び「犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料（以下「登録手数料等」という。）の収納事務」が含まれている。</p> <p>○具体的には、各獣医師はそれぞれが開設する動物病院等において狂犬病予防注射を行う際に、登録手数料等の収納を行っており、毎月 10 日までに前月に収納した登録手数料等について「犬の鑑札等交付報告書」等を保健所（食品衛生課又は動物指導センター）に提出することになっている。</p> <p>○「犬の鑑札等交付報告書」を閲覧したところ、鉛筆で記載されているものがあったが、鉛筆書きであった場合、改ざん等のリスクがあるため、同報告書の受理にあたって十分留意する必要がある。</p>	
<b>犬の鑑札の一元管理について【意見 10】</b>	(1)
<p>○犬の登録事務のうち、鑑札の交付事務は食品衛生課、動物指導センター及び業務委託先である東大阪市獣医師会で行っている。そして、動物指導センターにおいては、各所への鑑札の配分から使用しなかった鑑札の回収までを一元的に管理しており、年度終了後には、使用しなかった鑑札は全て動物指導センターで保管されているはずである。</p> <p>○鑑札の出納簿においても、未使用の鑑札は動物指導センターにおいて一元的に管理しているものとして記録されていたが、監査実施時点で 1 枚だけ食品衛生課に保管されているものがあった。</p> <p>○未使用の鑑札の保管管理は動物指導センターで一元的に行う必要がある。</p>	

監査の結果及び意見	
<b>猫不妊手術助成金の周知について【意見 11】</b>	(3)
<p>○猫不妊手術助成金の助成対象について、平成 29 年度までは飼い猫も含めていたが、平成 30 年度以降、野良猫に限定したこともあり、平成 30 年度の助成実績は予算 3,000 千円に対して、実績は 1,533 千円にとどまっている。</p> <p>○平成 30 年度の実績を踏まえ、従来雄雌関係なく 1 件あたり 5,000 円としていた助成金を、雄雌で異なる不妊手術費用を勘案し、令和元年度から雄 6,000 円、雌 9,000 円に変更している。</p> <p>○地域における猫による被害の軽減と不幸な命を増やさないために、本助成金が有効活用されるように、野良猫の助成金が増額されたことを周知するとともに、飼い猫については飼い主の責任において不妊手術が行われるように働きかけを強化する等の継続的な取り組みが必要である。</p>	
<b>苦情相談処理簿に係る上席者の閲覧証跡について【意見 12】</b>	(1)
<p>○東大阪市には、犬や猫に関する苦情が多く寄せられており、これについて食品衛生課の動物指導センター等が対応している。</p> <p>○動物指導センターでは、苦情・相談内容について苦情相談処理簿を作成し、詳細な記録を残し、センター内で共有しているとのことであるが、この処理簿を上席者が承認したり、他のセンター職員が閲覧したりした証跡は残されていない。</p> <p>○苦情相談処理簿上に上席者の承認や他のセンター職員の閲覧の証跡を残す必要がある。</p>	
<b>犬・猫の譲渡の促進に向けた広報について【意見 13】</b>	(3)
<p>○動物指導センターでは、動物愛護及び適正飼養の啓発、命あるものの生存機会の拡大及び処分数の減少を図るため、「犬・猫の譲渡制度」、「犬・猫の仲介制度(犬・猫の出会い広場)」を実施している。</p> <p>○現在、「犬・猫の譲渡制度」に協力して犬・猫の譲渡ボランティアに登録されているのは個人 4 人(犬 1 人、猫 3 人)にとどまっており、市報等で広報しているものの、なかなか増加していないとのことである。</p> <p>○「犬・猫の譲渡制度」、「犬・猫の仲介制度」及び譲渡ボランティアの募集について、命あるものの生存機会の拡大及び処分数の減少のため、引き続き広報等を十分に行い、譲渡を促進することが必要である。</p>	
<b>食品衛生業務経費</b>	
<b>監視指導の計画と実績の対比について【意見 14】</b>	(2)
<p>○食品衛生課では、「東大阪市食品衛生監視指導計画」に基づき、どの時期にどの業種の監視指導を行うかの具体的な年間実施計画である「東大阪市食品衛生監視事業実施計画」(課内で使用する資料)を作成している。</p> <p>○「東大阪市食品衛生監視指導計画」と「東大阪市食品衛生監視事業実施計画」に記載された業種の区分けが必ずしも連動したものではなく、両者の関連性が非常にわかりづらいものとなっており、一部の業種を除き、監視予定の対象施設が全くリスト化されておらず、当該年度の業種別対象施設及び年間の監視予定数が明確にされていない。</p> <p>○また、結果の検証や定期的な進捗状況把握のための仕組みも構築されていない。</p> <p>○「東大阪市食品衛生監視指導計画」と「東大阪市食品衛生監視事業実施計画」を連動させたものとするとともに、定期的に監視指導の達成度の進捗状況を把握するための工夫が必要である。</p>	

監査の結果及び意見	
<b>年度終了間際の切手の購入について【意見 15】</b>	(1)
<p>○食品衛生課においては、年度終了間際の平成 31 年 3 月に多額の切手を購入しており、翌年度に繰り越された切手の残高から考えると、年度終了間際に購入した切手はそのまま翌年度に繰り越されているものと考えられる。</p> <p>○当年度使用が予定されない切手の購入は、極力避けるべきである。また、不要な支出を抑えた部署の翌年度以降の予算が合理的な理由なく、減額されるような予算の調製がなされないことが望まれる。</p>	
<b>食品衛生法の改正とその対応について【意見 16】</b>	(3)
<p>○我が国の食を取り巻く環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、平成 30 年度に食品衛生法が改正されたが、今回の改正事項のうち、食品衛生課が対応すべき重要課題は、HACCP に沿った衛生管理の食品等事業者への速やかな導入である。</p> <p>○大規模施設については、従来から HACCP に沿った衛生管理指導がなされているため、改正法の影響は少ないと考えられるが、今後は少人数の小規模店舗等でも導入が求められることになる。厚生労働省の考え方は、HACCP の考え方に沿ったマニュアルを各業界で作成し、それに沿って各保健所が指導していくというものである。</p> <p>○各業界におけるマニュアルが整備されても、事業者が広範囲な業種かつ多数となるため、その普及は決して容易ではないことから、食品衛生課としては、HACCP に沿った衛生管理を広く真に浸透させるために、効率的かつ有効的な普及方法及び指導方法を検討する必要がある。</p>	

### (3) 環境薬務課

監査の結果及び意見	
環境衛生業務経費	
理容所・美容所営業者等に対する衛生講習会の参加者増加に向けた取組みについて【意見 17】	(3)
<p>○環境薬務課では、理容所・美容所の自主管理の促進を図るため、また、立入検査だけでは十分な指導が行き渡らないために、理容所・美容所営業者等に対する衛生講習会を開催している。</p> <p>○理容所・美容所への立入検査の実績だけでなく、理容所・美容所の施設数に対する衛生講習会参加者数の割合もかなり低いものとなっているため、今後、受講対象者の関心の高いテーマを取り上げるなど、講習会参加者の増加に向けた更なる取組みが必要である。</p>	
浄化槽数の整理について【意見 18】	(1)
<p>○環境薬務課が監視の対象としている市内の浄化槽施設数は、平成 30 年度末時点で統計上 10,528 施設となっている。しかし、環境薬務課においては、1 万件を超える浄化槽数は実態に合っておらず、関係部署の資料から実数は 5 千施設程度と推測しているとのことである。</p> <p>○環境薬務課においては、現在、浄化槽数の整理を進めているものの、設置当時の設置場所の地図が不正確であったり、当時の地番と現在の住居表示が一致しなかったりして、設置場所の特定ができない等の事情から難航しているとのことである。</p> <p>○整理が難航する事情については、一定、理解するところではあるが、浄化槽数は、「公衆衛生の現況」等の公表統計資料に掲載される数値であるので、正確な数値となるよう早急な整理が必要である。</p>	
簡易専用水道の定期点検受検率の向上について【意見 19】	(3)
<p>○簡易専用水道の設置者は、水道法の規定により、年 1 回の水槽の清掃及び定期点検を受けることが義務化されている。</p> <p>○定期点検の受検率は、近年 80%程度で推移しており、200 件近い簡易専用水道の設置者が定期点検を怠っていることになる。</p> <p>○環境薬務課では定期点検の実施が確認できない簡易専用水道の設置者に対して、定期点検の受検を促す文書を送付しているが、受検を促す文書には定期点検が水道法に定められた義務であることは記載されているものの、定期点検を怠った設置者に対して罰金が課される旨の記載はない。</p> <p>○簡易専用水道の設置者に送付する定期点検の受検を促す文書に定期点検を怠った場合は罰金が課される旨を明記して送付し、受検率の向上を図ることを検討すべきである。</p>	
清掃業務の履行確認について【監査の結果 4】	(1)
<p>○旧防疫事務所（2 階）の清掃業務を委託しているが、委託先から提出される実施報告書が月次単位のものとなっており、日々の履行確認がなされているか不明なものとなっている。</p> <p>○清掃は職員が在席時に実施しているとのことであるので、日々履行確認してその証跡を残す必要がある。</p>	

<b>監査の結果及び意見</b>	
<b>旧防疫事務所のテレビの設置について【意見 20】</b>	<b>(1)</b>
<p>○旧防疫事務所にテレビが設置され、毎月 4,514 円をケーブルテレビ会社に支払っている。テレビの設置理由は、旧防疫事務所が他の部署から離れたところにあるため、災害時等に情報源が多い方がよいためのことである。</p> <p>○現在は多様な情報入手方法があるので、真に必要なかどうかを見極め、廃止を含めて判断する必要がある。</p>	
<b>監視指導に係るローテーション計画の具体化について【意見 21】</b>	<b>(2)</b>
<p>○環境薬務課の施設監視指導は、「東大阪市環境衛生関係施設監視指導要綱」に基づき実施されており、その別表には、旅館や公衆浴場の水質検査、興行場の空気環境調査といった科学監視事項の実施回数が記載されているが、その他の施設の監視指導については、ローテーションで各施設に監視指導を行う際の頻度が記載されていない。</p> <p>○その他の施設に関しても、要綱又は別途策定する施設類型ごとの実行計画において、具体的な監視指導の頻度を記載しておく必要がある。</p>	
<b>監視指導の計画と実績の対比について【意見 22】</b>	<b>(2)</b>
<p>○環境薬務課において、「環境衛生関係施設等監視状況報告書」を毎月作成し、監視施設ごとの監視指導数を集計しているが、当該月の単月の実績値のみが記載されており、当年度の監視指導数の累計値が記載されておらず、当年度の計画上の監視指導数との対比ができる形式とはなっていない。</p> <p>○年度計画に対する進捗度管理が容易となるよう、計画上の監視指導数と当年度の監視指導数の累計を比較可能な形式で記載する必要がある。</p>	



#### (4) 健康づくり課

監査の結果及び意見	
<b>健康増進事業（がん検診）</b>	
<b>保険者や事業者等との連携について【意見 23】</b>	(3)
<p>○がん検診の受診率算定の基礎となる対象者数は、市町村人口から就業者数及び農林水産業従事者数を控除した推計対象者数であり、職域検診等を受診する対象者が含まれている。現在は、職域検診等の対象者を把握する体制が未整備であり、市民のがん検診の受診状況について、他の実施主体によるがん検診も含めた全体像を把握することは困難である。</p> <p>○東大阪市としては、がんの早期発見・適切な治療により、がんによる死亡を減少させるためのがん検診をより効果的に実施すべく、受診率に反映されない職域検診に関する保険者や事業者等との連携強化も必要と考える。</p> <p>○今後は一層、地域・各種機関と連携した検診の実施や効果的な受診勧奨・啓発を実施し、がん検診の更なる受診者数の増加を目指すとともに、精度の高いがん検診を提供する体制整備が求められる。</p>	
<b>健康増進事業（肝炎ウイルス検診）</b>	
<b>医療機関との連携について【意見 24】</b>	(3)
<p>○平成 30 年度の肝炎ウイルス検診受診者は、前年度以前と比較して大幅に増加することとなった。これは検診受診の向上を推進している東大阪市としても喜ばしい結果であったが、あくまでも医療機関独自の取組みによるものである。</p> <p>○今後、限られた予算を最大限有効に活用できるよう、医療機関との連携をより一層強化し、特定健診との同時受診を勧奨するなど、受診者数の増加に取り組むことが期待される。</p>	
<b>健康増進事業（特定健診）</b>	
<b>補助対象者の確認方法等について【意見 25】</b>	(3)
<p>○本事業の補助対象者は生活保護受給者及び医療保険未加入者である。このうち、医療保険未加入者については、受診券を発行する際、確認書類として申請書及び身分証明の提出を義務づけているが、医療保険未加入であるかどうかは、本人の申し出となっている。</p> <p>○実際に医療保険に未加入であることの確認は難しいと考えられるが、申請書に医療保険に未加入である事情の記載を求めるなど、追加的な確認の実施についても検討が必要と考えられる。</p> <p>○なお、国民皆保険制度のもとでは、国保所管課、他の機関等と連携し、公的医療保険への加入を勧奨することも必要と考えられる。</p>	
<b>予防業務経費</b>	
<b>特定給食施設指導に係る計画策定について【意見 26】</b>	(2)
<p>○健康づくり課では予防業務として、特定給食施設（1回100食以上、1日250食以上を特定の人に提供する給食施設）等への栄養改善指導として巡回を実施しているが、現状、巡回に関する計画は策定されておらず、また、人員不足等による影響から直近3年間ですべての特定給食施設等への巡回実績はない。</p> <p>○今後、特定給食施設等への巡回に関して一定のローテーションのルールを設け、より効果的・効果的に栄養改善指導を実施できるよう検討する必要がある。</p>	

**監査の結果及び意見**

**医療団体補助金**

**医療団体補助金に係る計画・実績の確認の徹底について【意見 27】** (2)

- 本補助金は市内の3医師会及び2歯科医師会に対して補助金を交付するものであるが、補助事業計画及び実績報告資料を確認した限り、計画の具体性や講習会等の事業内容・開催数・参加者数、ホームページの情報の充実・更新頻度等について、その規模・情報量の差が補助金交付先の各団体間で大きい状況であった。
- 補助金の基準単価の根拠については、各団体の事業実施において、人数の多少によらない経費（講演会に係る講師代や賃借料、情報管理料等）を考慮し、会員基準単価に加え、会員数調整加算、団体基準単価を設けたとされているが、その詳細は明らかでない。
- 具体的な計画策定や実績報告に関する証拠の提出を徹底するとともに、実施した事業の詳細について確認し、その支出の妥当性を検討し、必要に応じて補助金の算定方法についても検討する必要がある。

**公害健康被害補償給付費支給経費、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種助成事業**

**公害補償管理システム機器保守点検業務等に係る随意契約理由の明記について【意見 28】** (1)

- 公害健康被害補償給付費支給経費に含まれる、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約について、契約締結に係る回議書等を閲覧したところ、地方自治法施行令の該当号数は記載されていたものの、その具体的な理由については記載されていないかった。
- 東大阪市随意契約ガイドラインや財務部長通知の趣旨に則り、地方自治法施行令の該当号数だけでなく、その具体的な理由を回議書に明記したり、別途、具体的な理由を記載した理由書を回議書に添付したりすることにより、随意契約を選択した理由及び経緯を明確にしておく必要がある。

**公害補償管理システム機器保守点検業務の履行確認について【監査の結果 5】** (1)

- 公害補償管理システム機器保守点検業務について、受託者から保守点検作業の都度、あるいは月次に作業内容報告書の提出を受けておらず、かつ、年間の業務成果に関する報告書の提出も受けていない状況にあり、本契約における保守点検作業の実態について、事後的に確認することができない状況となっていた。
- 今後は、保守点検作業の都度、あるいは月次に作業内容報告書を入手するとともに、委託期間終了後に提出される業務成果に関する報告書と照合することにより、業務が適切に履行されていることを確認する必要がある。

**公害健康被害認定審査会の委員構成について【意見 29】** (3)

- 東大阪市公害健康被害認定審査会の委員は、医師9名及び法学部教授2名から構成されており、法律学に関し学識経験のある者については大学教授のみとなっているが、他市においては弁護士が任命されているケースが多く、学識と経験の両面から審査できるよう実務家である弁護士を委員として任命することについて検討する必要があると考える。
- 東大阪市では、令和2年度を目標に、審議会や委員会における女性委員の割合が40%となるよう取り組んでいるが、東大阪市公害健康被害認定審査会の委員11名中、女性委員は2名で、女性委員の割合は約18.2%となっており、目標に達していないことから、女性割合の向上のため、現在委員の推薦を依頼している医師会等に加え、推薦を依頼していない大阪府女医会や大阪弁護士会に対しても女性の推薦を依頼するなどの対策が考えられる。

<b>監査の結果及び意見</b>	
<b>家庭療養指導事業における訪問指導実績集計資料のチェック体制の確立について【意見 30】</b>	(1)
<p>○家庭療養指導事業においては、各保健センターに配属された訪問指導員が認定患者を個別訪問した実績の集計について、各保健センターから健康づくり課に提出される「データ連絡票」という実績報告書により訪問実績を確認し、訪問実績延数を集計している。そして、家庭療養指導事業費負担金の精算にあたって、訪問実績延数を「納付金精算書」に添付して独立行政法人環境再生保全機構（以下「保全機構」という。）に提出することとなっている。</p> <p>○健康づくり課での訪問実績延数の集計作業において、認定番号と患者名の不一致や訪問内容についての修正等が散見されたことから、各保健センターにおけるチェック体制及び方法を検討したところ、チェック体制が十分に整備及び運用されていない状況が見受けられた。</p> <p>○家庭療養指導事業費負担金の精算は、訪問実績延数をもとに算出される基準額と実支出額のいずれか低い方の額で行われることとなっており、結果的に実支出額により精算されていることから、負担金の額に及ぼす影響はない。しかし、保全機構に訪問実績延数を提出している以上、訪問実績延数を正しく集計する必要がある、その基礎資料である「データ連絡票」についても適切に作成する必要がある。</p>	
<b>健康診査事業、健康相談事業、リハビリテーション事業</b>	
<b>事業内容の見直しに係る基準の明確化及び文書化について【意見 31】</b>	(1)
<p>○健康診査事業、健康相談事業及び機能訓練事業（ソフト3事業）の見直しについて、東大阪市においても、音楽教室の廃止及び水泳教室の回数の削減を実施しているが、それがどのような市民の意見・要望を受けて、当該判断に至ったのかを記載した根拠資料が存在していない状況となっていた。</p> <p>○保全機構からの負担金により財源が確保されているとはいえ、東大阪市として事業を実施する以上、市民の意見・要望を反映し、効果の最大化を図ることが求められる。</p> <p>○保全機構から提供を受ける情報を参考にしながら、市民の意見・要望を的確に把握した上で、具体的にどのような場合において見直しや廃止を検討するかについて、一定の基準（ガイドライン等）を作成する必要があると考える。</p>	
<b>水泳教室に係る日程の見直しについて【意見 32】</b>	(2)
<p>○ぜん息児向け水泳教室の参加人数は5年前と比較して約70%減少しており見直しが必要な状況にあると思われる。</p> <p>○夏休み期間の金曜日に開催した年中児から小学校低学年の児童を対象とする水泳教室の参加者数が相対的に少なくなっており、共働き世帯が増加傾向にあるライフスタイルの変化の影響もあると考えられる。</p> <p>○年中児から小学校低学年の児童であれば、保護者の付添いが必要となると考えられるところ、平日に実施していることが参加者数減少の一因となっている可能性があることから、開催時期を土曜日に統一するなど、参加希望者がより参加しやすい開催期間について検討する必要がある。</p>	

(5) 母子保健・感染症課

監査の結果及び意見	
<b>母子衛生業務経費</b>	
<b>備品の有効活用について【意見 33】</b>	(1)
<p>○母子保健・感染症課の備品台帳からサンプルを抽出し、現物の管理状況を確認したところ、平成 10 年度に購入された人体模型（歯形）について、開封されておらず、使用の形跡がなかった。</p> <p>○これらは、おそらく講習等に使用するために購入したものとのことであるが、取得が約 20 年前であり、当時の経緯を知る人がいないため、購入の意図や使用されなかった理由は不明であるが、公金を投入して購入したものである以上、各保健センターに使用を呼びかけるなどし、有効活用を図るべきである。</p>	
<b>小児慢性特定疾病医療費助成制度</b>	
<b>小児慢性特定疾病医療費助成制度の更なる理解促進について【意見 34】</b>	(3)
<p>○各自治体が実施する子ども医療費助成などの施策については、昨今その対象範囲が拡大される傾向にあり、国の制度である小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となる場合であっても、子ども医療費助成制度を単独で使用する保護者がいることが予想される。</p> <p>○子ども医療費助成制度は、国の制度である小児慢性特定疾病医療費助成制度と比較して、大阪府と東大阪市の財源だけで実施されており、保護者に対して小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請を強制することはできないものの、本来的には、小児慢性特定疾病医療費助成制度を優先して使用してもらうことが望ましいといえる。</p> <p>○引き続き、母子保健・感染症課や各保健センターにおいて、健診などの際に、小児慢性特定疾病医療費助成制度に関する情報を保護者に対して丁寧に説明し、更なる理解の促進を図る必要がある。</p>	
<b>予防接種事業</b>	
<b>BCG ワクチンの購入方法について【意見 35】</b>	(2)
<p>○BCG ワクチンには有効期限があり、また、停電発生時等のリスク回避のため、大量のまとめ買いは困難であり、各保健センターにおいて在庫を見ながら必要量を発注しており、3ヶ所の保健センターの合計で年間 42 回（平成 30 年度）の購入事務の都度、見積り合わせが行われている。</p> <p>○見積り合わせは、調度課が行っているため、単価契約としても各保健センターには事務の簡素化のメリットは期待できないとのことであるが、全市的に見た場合、可能な部分から業務の簡素化を図っていくという観点から、調度課との協議を行うなどして、単価契約の導入の可否を検討する必要がある。</p>	
<b>感染症対策事業</b>	
<b>定点報告業務に係る契約の業務委託契約書の別表について【監査の結果 6】</b>	(1)
<p>○平成 30 年度感染症発生動向調査事業に係る感染症患者情報の収集業務の委託について、業務委託契約書第 1 条(2)に別表として定められている対象疾病及び調査単位が袋とじされていなかった。なお、別表自体はあったものの平成 30 年度契約に係る別表である旨の明記がなく、平成 30 年度契約に係るものであるかどうか不明であった。</p> <p>○別表は契約の一部をなすものであるから、契約当事者間の合意を文書で明確化したものとして、押印済みの契約書本文とともに袋とじその他の方法により一体化しておかなければならない。</p>	

<b>監査の結果及び意見</b>	
<b>定点報告業務に係る契約の随意契約理由の明記について【意見 36】</b>	(1)
<p>○平成 30 年度感染症発生動向調査事業に係る感染症患者情報の収集業務の委託について、契約締結に係る回議書等を閲覧したところ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する旨は記載されていたものの、その具体的な理由については記載されていなかった。</p> <p>○東大阪市随意契約ガイドラインや財務部長通知の趣旨に則り、地方自治法施行令の該当号数だけでなく、その具体的な理由を回議書に明記したり、別途、具体的な理由を記載した理由書を回議書に添付したりすることにより、随意契約を選択した理由及び経緯を明確にしておく必要がある。</p>	
<b>予防業務経費</b>	
<b>結核検診及び結核健康診断委託契約に係る随意契約理由の明記について【意見 37】</b>	(1)
<p>○平成 30 年度結核検診及び結核健康診断業務委託契約について、契約締結に係る回議書等を閲覧したところ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する旨は記載されていたものの、その具体的な理由については記載されていなかった。</p> <p>○東大阪市随意契約ガイドラインや財務部長通知の趣旨に則り、地方自治法施行令の該当号数だけでなく、その具体的な理由を回議書に明記したり、別途、具体的な理由を記載した理由書を回議書に添付したりすることにより、随意契約を選択した理由及び経緯を明確にしておく必要がある。</p>	
<b>結核対策費補助事業</b>	
<b>結核対策費補助事業に係る補助単価の見直しについて【意見 38】</b>	(2)
<p>○本補助事業に係る直近 3 年度の決算額は当初予算額の 2 分の 1 程度で推移している。</p> <p>○これは、補助対象となる定期の健康診断の実施率の問題ではなく、予算策定時の補助単価の設定によるものである。具体的には、予算策定に際しては直接撮影の補助基本単価を用いて積算しているのに対し、市内の私立学校、社会福祉施設においてはより単価の安い間接撮影によっている場合があること、また実支出額が補助基本単価より低額な場合があるためである。</p> <p>○不用額の発生状況をみると、予算積算上の補助単価が実態に即していない可能性もある。したがって、予算策定にあたっては、実績を踏まえた平均単価等を補助単価として使用することにも検討の余地がある。</p>	

(6) 健康づくり課、母子保健・感染症課 共通事項

監査の結果及び意見	
報償費に係る源泉徴収	
<b>報償費に係る源泉徴収について【意見 39】</b>	(1)
<p>○保健センターにおける集団健康診査等については、医師や看護師等に対して毎年度当初に年間分の業務を依頼し、毎月の出務に係る報償費を翌月にまとめて支払っており、支払時に源泉徴収を行うにあたり、「給与所得の源泉徴収税額表（日額表）」丙欄を用いている。</p> <p>○所得税基本通達 185-8(2)においては、「あらかじめ定められた雇用契約の期間が2月以内の者に支払われる給与等で、労働した日又は時間によって算定されるもの(雇用契約の期間の延長又は再雇用により継続して2月を超えて雇用されることとなった者に当該2月を超える部分の期間につき支払われる給与等を除く。)」には日額表丙欄の適用があるものとされている。</p> <p>○当該業務が開始した当初は業務に従事する医師等が現在よりも多く、2か月を超えて継続的に業務に従事することが少なかったため、日額表丙欄を用いることとしたと考えられるとのことであるが、現状では、前提条件となる業務への従事状況が相違してきていると考えられるため、適用している源泉徴収税額表が適切であるか検討し、必要に応じて所轄税務署へ照会するなどの対応を行う必要がある。</p>	
切手の管理	
<b>切手の受払い管理の単位について【意見 40】</b>	(1)
<p>○切手の購入に係る予算（役務費（通信運搬費））は、事業（細々目）ごとに執行されることから、事業（細々目）ごとに各年度の切手の受入額を把握することができるが、切手使用時の事業（細々目）ごとの内訳の把握や受払いの管理方法については、健康づくり課及び母子保健・感染症課の各チームにおいて取扱いが様々な状況となっていた。</p> <p>○健康づくり課の老成人チーム及び栄養チームにおいては、それぞれが所管する事業（細々目）をまとめて一つの受払い単位として、切手受払簿を作成しており、切手の使用高についても事業（細々目）ごとに記録していないため、事業（細々目）ごとの切手の残高を把握することができない。また、母子保健・感染症課の感染症チームにおいては、切手の使用高について事業（細々目）ごとに切手受払簿に記録しており、事業（細々目）ごとの切手の残高を把握することができるが、結核検診に関する4事業（細々目）について、券種によっては、実際の切手の受払いの際、事業（細々目）間で融通しているものもあり、事業（細々目）ごとにみると、残数がマイナスになっている券種も存在する。</p> <p>○予算上、事業（細々目）ごとに通信運搬費が割り当てられている以上、本来は、事業（細々目）ごとに明確に区分して、切手の受払い管理を行うことが必要と考える。ただし、仮に、現状の取扱いで問題ないのであれば、そもそも、チーム単位で予算を割り当て、管理すればよいとも考えられる。</p> <p>○いずれにしても、切手の受払い管理について、より効果的かつ効率的に行うことが可能な方法を検討する必要がある。</p>	

監査の結果及び意見

切手の適正在庫について【意見 41】

(1)

- 健康づくり課、母子保健・感染症課とも、平成 29 年度末から平成 30 年度末にかけて切手の残高が減少しているが、多額の切手が翌年度に繰り越されている状況である。切手の適正在庫の水準について一義的に判断することはできないが、少なくとも年間の使用額を超える残高を保有する必要はないと考える。
- 料金後納郵便や料金別納郵便といった切手を使用する必要のない方法の採用を拡大し、切手の使用そのものを減少させることにより必要な在庫を削減することも考えられる。
- 切手は金券であり換金可能性が高く、現金と同じレベルの管理を行う必要があり、現物の数量確認にも手間や時間がかかることから、在庫はできるだけ少なくする必要がある。
- 購入した切手は年度内に全て使用されておらず、厳密には役務費（通信運搬費）の予算を全額執行したとは言えないため、予算執行の適正化という観点からも、切手の在庫について見直すことが必要である。

(7) 保健センター

監査の結果及び意見	
保健センターにおける現物管理	
<b>保健センターにおける備品管理について【意見 42】</b>	(1)
<p>○各保健センターの規模はそれほど大きく相違するわけではないが、備品登録されている件数は大きく相違しており、特に、西保健センターにおいて、大阪府から移管を受けた備品が多数あることにより、登録件数が他より群を抜いている。</p> <p>○西保健センターでは、監査委員監査（平成 30 年度後期定期監査）の指摘を受け、備品の精査を行い、不要なものの廃棄は行ったとのことであるが、他の保健センターと比較すると件数が多いため、今後も引き続き備品の要否の判別を行い、適切な備品管理を行う必要がある。</p> <p>○備品の管理帳票である備品シールには、備品番号や備品分類は記載されているものの、備品品名、規格がないため、現物を特定することが難しい。また、金額情報もないため、金額の重要性に応じた管理も難しくなっている。行政管理部情報化推進室に依頼すれば、備品品名、金額等の情報を含む備品台帳データを入手することができるので、この備品台帳データを現物管理に活用することが望ましい。</p>	
<b>保健センターにおける切手の管理について【意見 43】</b>	(1)
<p>○各保健センターでは、健康づくり課及び母子保健・感染症課が購入した切手の支給を受けている。その際、健康づくり課及び母子保健・感染症課では、事業（細々目）別に切手を支給しているが、年度末における切手の残高についての報告は求めている。</p> <p>○東保健センター及び中保健センターでは、一部を除き、健康づくり課及び母子保健・感染症課から受け入れた切手をまとめて現物管理を行っている一方、西保健センターでは、事業（細々目）別に現物管理を行っており、各保健センターにおいて取扱いが相違している。</p> <p>○各保健センターにおける切手の現物管理の取扱いを統一するとともに、健康づくり課及び母子保健・感染症課においては、各保健センターから年度末における切手の残高についての報告を受ける必要がある。</p> <p>○各保健センターに対し、通信運搬費を執行委任することで資金前渡による切手の購入を行うことも考えられる。</p>	



(8) 環境衛生検査センター

監査の結果及び意見	
環境衛生検査センター運営経費、施設管理費、整備事業	
環境衛生検査センターの今後の活用について【意見 44】	(3)
<p>○環境衛生検査センターは、保健所業務に係る感染症、食中毒、食品、飲用水、家庭用品等の衛生検査、公害関係の環境監視調査や規制指導に伴う検体分析、市民等から直接依頼を受ける有料検査を実施している。</p> <p>○東大阪市のような独立した検査センターを保有する自治体はあまり多くはないとのことであるが、自前の検査センターを保有することは、食中毒等の発生時に迅速かつ柔軟に対応できるという大きなメリットがある。</p> <p>○今後の環境衛生検査センターの課題は、検査機器等の整備をどのように行うか、また、精度の高い検査技術を持つ職員をどのように育成するかである。</p> <p>○環境衛生検査センターが作成した主要測定分析機器導入更新計画（案）によると、令和2年度以降5年間で140百万円程度の費用を要するとのことである。</p> <p>○既に、平成28年度以降の検査機器の更新及び平成30年度の高額の耐震補強等の工事を実施しており、さらに今後の投資額が必要となることを踏まえ、今後、東大阪市として、環境衛生検査センターをどのように活用するか、十分に検討する必要がある。</p>	

(9) 斎場管理課

監査の結果及び意見	
斎場等施設管理費、斎場整備事業、斎場墓地整備経費	
<b>東大阪市斎場整備基本構想における試算の手続きについて【意見 45】</b>	(3)
<p>○東大阪市では、平成 31 年 2 月に、今後増加することが見込まれる火葬需要を推計し、備えるべき火葬炉数を確保するため必要な施設整備を行うにあたっての基本的な考え方を示した「東大阪市斎場整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を公表している。</p> <p>○基本構想では、既存斎場活用案と新斎場建設案の費用を試算するなどした結果、両者を併用することとしたとのことであるが、試算の前提条件等については市内部で検討されたのみであり、外部の有識者や専門家による検証確認は行われていない。</p> <p>○少なくとも、新斎場の施設整備計画策定や基本構想の見直しのタイミングにおいては、試算の前提条件やトータルコストを含めた具体的な整備手法の検討結果について、外部の有識者や専門家の知見を活用し、検証確認する必要があると考える。</p>	
<b>既存火葬炉に係る修繕計画の策定について【意見 46】</b>	(3)
<p>○市営斎場の火葬炉については、いずれも設置年度が古く旧式のものとなっており、定期的な点検・メンテナンスは行っているものの、故障頻度も高くなっているため、現状では対症療法的な対応になっている。予算上の制約がある中で、基本構想で示されている新斎場の完成までは、不測の事態を避けるための修繕補修を行わざるを得ない状況にある。</p> <p>○今後需要が増加する火葬件数に対応するため、新斎場の整備を予定しているが、完成までは少なくとも 10 年はかかることが見込まれる。一方、既存の火葬炉が安定した火葬能力を維持するためには 10 年程度の周期で更新が必要とされており、今後 10 年間も既存の火葬炉に対して対症療法的な対応を継続すると、大規模な問題が起きてしまった際の対応策が限定されるリスクが否めない。</p> <p>○火葬炉の劣化診断状況のみならず設備の故障に伴う過去の修繕状況や修繕費の推移を示した斎場別火葬炉カルテを作成し、火葬炉事業者との協議も踏まえ、今後の機能維持のための設備の最適なメンテナンスを盛り込んだ 10 年間程度の修繕計画を立案する必要がある。</p>	
<b>東大阪市斎場整備基本構想における既存斎場の跡地活用と墓地需要の把握について【意見 47】</b>	(3)
<p>○基本構想では、市営斎場を長瀬斎場と新斎場に集約し、残りの斎場については順次廃止・集約化の対象にしている。</p> <p>○今後、市営斎場を廃止する場合、跡地の活用を検討する必要があるが、基本構想においては、跡地の活用策について、特段の記載はない。</p> <p>○市営斎場はすべて墓地に隣接した立地であるため、墓地と切り離れた跡地活用は実質的に困難である。こうした状況を踏まえた現実的な対応としては、合葬墓、駐車場、納骨堂、新たな墓地などの選択肢が考えられる。</p> <p>○現状、東大阪市では市全体の墓地需要を把握していないが、廃止後の市営斎場の跡地について墓地と一体となった効果的な活用を検討するためには、東大阪市全体の墓地に関する需給の状況を客観的なデータに基づき把握する必要がある。</p>	

監査の結果及び意見	
<b>斎場利用料金の見直しについて【意見 48】</b>	(2)
<p>○東大阪市の市営斎場の利用料金は、単純に比較することはできないものの、大阪府内の中核市と比べると、概ね安くなっている。これは、地域の共同墓地に併設された斎場に起源がある斎場の成り立ちや火葬炉等の施設が他市と比べて老朽化が進んでいることなどから、これまで料金改定ができなかったことが要因と考えられる。</p> <p>○長瀬斎場は大規模改修後のサービス向上に伴う料金改定の可能性がある。今後、料金改定を行う場合は、他市の施設整備状況や料金を比較しつつ、斎場におけるサービスと投資に係るトータルコストを勘案して、受益者負担の観点から市民への説明と納得感のある対応を行う必要がある。</p>	
<b>斎場等管理委託料の履行確認について【監査の結果 7】</b>	(1)
<p>○斎場等管理委託料については、火葬設備保守点検業務委託料のように、火葬炉の特性から当初整備時の火葬炉事業者との随意契約になることが多くなっている。その場合、競争原理が働きにくい環境にあるため、事業者から精度の高い見積書を入手して仕様の詳細な吟味を行うとともに、履行確認の際には仕様どおりの業務が実施されているかを適切に点検確認することが求められる。</p> <p>○火葬設備保守点検業務の見積書の内訳明細の記載が十分でなく、どのような修繕を行うのか明示されていなかった。また、修繕作業後に提出される「火葬装置点検表」については見積書のどの修繕項目と対応しているのか、明示されていなかった。</p> <p>○修繕の必要な項目と個別の修繕内容が対応可能な報告書を入手するなど、何らかの方法で履行確認が実施可能な方法に変更する必要がある。</p>	
<b>墓地整備事業</b>	
<b>市営及び市有墓地の管理責任の範囲と地域の墓地管理委員会との関係について【意見 49】</b>	(1)
<p>○市営墓地は東大阪市の直接管理しているが、市有墓地は、もともと地域の共同墓地であったものを大阪府の指導に基づき、土地所有者から寄附を受けたものである。このため、底地のみが東大阪市の所有であり、墓地の管理運営は地元の墓地管理委員会が行う形式となっている。</p> <p>○市営墓地のうち、長瀬及び小阪墓地では地域の墓地管理委員会が東大阪市の許可なく墓地使用者に対して費用徴収しているが、維持管理費用は東大阪市が負担していることから、本来、管理料は無料であるはずである。</p> <p>○東大阪市の市営墓地において任意団体である墓地管理委員会に管理料を徴収することを事実上容認してきた経緯があるとしても、墓地の使用者に対して誤解を招かないよう、任意団体による徴収であることを明確にする必要がある。</p> <p>○市有墓地のうち、上六万寺墓地において平成 29 年 7 月の大雨の影響で擁壁の一部が壊れ、その修繕に要する費用負担を東大阪市と墓地管理委員会との間で協議する事案があり、民法上の所有者責任に基づき東大阪市が費用負担することとなったが、その一部について東大阪市から墓地管理委員会に負担を要請している。</p> <p>○土地所有者である東大阪市が管理運営者である墓地管理委員会に対して、どこまで墓地周囲の修繕費負担をするかは議論の余地があるが、東大阪市の責任の所在を明らかにするために、墓地管理委員会との間で、市有墓地の管理責任の範囲に係る基本方針についての合意書や、その方針に基づく費用負担の協定書などを締結することが考えられる。</p>	

監査の結果及び意見

市営墓地の管理と管理料の徴収の検討について【意見 50】	(1)
<p>○市営墓地に係る墓地図は各市営墓地の現場に備えているほか、斎場管理課においても備えている。また、墓籍（墓地台帳）はデータ管理されており、墓地台帳において利用者の異動状況が管理されている。</p> <p>○利用者の異動状況については、墓地使用者からの申請があった時の台帳上の管理にとどまっており、墓地使用者の居所確認は特に実施していない。このため、墓地使用者の居所不明や相続放棄等があったとしても、それを正確に把握する方法はなく、墓地が長期間放置された結果、無縁墓地になることも否定できない。</p> <p>○墓地の適正管理の観点から、適時に墓地使用者を確認するためにも、さらには、受益者負担の観点から、墓地の管理コストの公平な負担を求めるためにも、債権管理手続きを行う体制などを検討した上で、墓地管理料の有償化を検討する必要がある。</p>	

以上